フィリピン農村部における行為主体と制度に関する一考察

西村 知 鹿児島大学法文学部

A Study on Institutisns and Rural Lives in the Philippines

NISHIMURA Satoru

1 はじめに

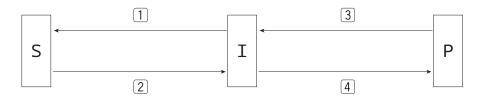
フィリピンの稲作農村には日本では考えられないほど多くの種類の人々が居住している。彼らは、農地法などの法制度、村の雇用制度、親族に関わる制度などを自由に読み替えたり組み合わせたりしながら生活設計を行なっている。その結果、貧困状態が固定化されたり、あるいは成長への糸口が見出されたりするのである。また、重要なのは国家、グローバルレベルの動きが制度全体に大きな影響を及ぼしていることである。1970年代には本格的農地改革が実施され、また政府主導の農業技術革新計画である「緑の革命」が推し進められた。そして、フィリピンでは政策的てこ入れもあり、1970年代中頃よりおもに産油国への海外労働者が急増するが、この波は農村へも1980年代頃から押し寄せはじめる。

本稿では、まず農村の人々の生活に重要な影響を与えた政府の海外出稼ぎ労働者と教育に関連した制度を中心に考察した後、フィリピンの主要な穀倉地帯に属するヌエバ・エシハ州とイロイロ州の農村における1991年から2003年現在までにおこなった調査内容にもとづいて、農村住民が様々な制度を運用する実態をミクロの観点から明らかにする。国家の制度と農村の制度に関して議論する前に制度の経済学的な捉え方を整理すると以下のとおりである。

アマルティア・センは開発を人々の享受する自由の拡大と捉え、この自由が多様な制度によって規定されることを明かにしたが(アマルティア・セン [1999])、実際にセンの開発理論を援用する場合には制度の定義を厳密にすること、さらには制度間の関係を明らかにすることが必要である。この点において建設的な示唆を与えてくれるのが海老塚の制度論的「ミクロ・マクロ・ループ」である(植村博恭、磯谷明徳、海老塚明 [1998])。海老塚氏は制度の定義を以下のようにおこなう。「われわれは、「制度」というものを、ひとびとを特定の思考習慣・行動に誘導する社会的「装置」であると考えることにする。もちるん、特定の方向に誘導するのであるから、そこには当然、「誘因」と逸脱した行動や行為

にに対する「サンクション(制裁)」の両方が組み込まれていなければならない。この「制度」によって、人々は、相互の秩序を持った関係を結ぶとともに、その秩序の範囲において「社会的」に自由に行為することが可能となる。また海老塚氏は制度の性格規定を「…「制度」とは人を社会の中の「主体」=「個人」へと変換する「装置」すなわち「社会装置」なのである」と述べ、「社会的な装置」は人々を一定方向に誘導するという意味で「制約」あるいは「拘束」である一方、禁止条項を遵守させることによって「自由」で「自律的」な行為を保証するとする。彼はさらに、「主体」「制度」「パフォーマンス」の関係について図1に示される関係、いわゆる「ミクロ・マクロ・ループ」が存在するとする。つまり、の矢印は「制度」が「主体」を構成するプロセス、は「主体」によって「制度」が維持・再生産されるプロセス、は「主体」による「制度」の維持・再生産によってマクロ的効果、つまり「パフォーマンス」が得られることを示している、は「パフォーマンス」が制度安定性や変化に影響を与えることを示している。そしてこの図式を理解するにあたって重要な点は、「制度」と「主体」が重層的な入れ子構造をしていること、ミクロな「主体」の行為とマクロな「パフォーマンス」に一対一に対応していないこと、「主体」と「制度」とは相互規定的な円環関係にあることである。

図1 制度論的ミクロ・マクロ・ループ



(出所) 植村博恭、磯谷明徳、海老塚明『社会経済システムの制度分析 - マルクスとケインズを超えて - 』名古屋大学出版、1998年、18頁。

2 農村経済と国家の制度

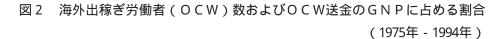
2-1 経済成長に取り残されたフィリピン経済と海外出稼ぎ労働者

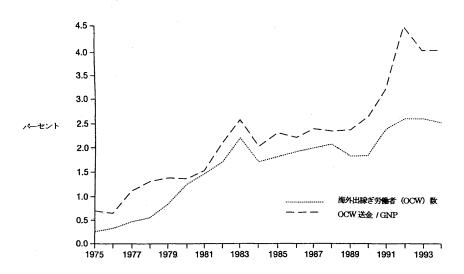
表1はフィリピン、韓国、マレーシア、タイ、日本の一人当たりGDP(米ドル)の1960年から1995年までの推移を示したものである。1960年時点では、フィリピンの水準は韓国やタイより高く、マレーシアと同レベルで、日本の半分以上であった。いわばアジアの優等生であった。しかし、1995年には5カ国中で最下位に転落し、日本の40分の1、韓国の10分の1の水準となってしまった。

	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995
フィリピン	253	189	195	376	671	562	719	1,055
韓国	156	106	272	599	1,632	2,290	5,893	10,851
マレーシア	275	312	382	784	1,787	1,992	2,409	4,342
タイ	97	131	195	355	693	754	1,528	2,834
日本	477	932	1,967	4,475	9,164	11,282	24,273	41,075

表1 一人あたりGDP(ドル建て)

(出所)『アジア経済2000』、経済企画庁調査局、2000年から作成。





Sources: Central Bank of the Philippines and the Philippine Department of Labor and Employment.

マクロ経済の停滞を補ったのがOCW(Overseas Contract Workers)とよばれる海外 出稼ぎ労働者であった。図2が示すとおり、1970年代の後半よりOCWの数は激増し、 1994年現在で国民総生産の4%以上を占めている。出稼ぎの主要相手国はサウジアラビア、 香港、日本、台湾、アラブ首長国連邦などである(表2参照)、職種は1993年の場合、家

政婦を中心としたサービス業が40%、エンターテーナーの18.9%と女性を中心とした非生産的経済部門がおもなものである。これに対し1983年は製造業・運輸業関連の63.4%、専門職・技術職が13.4%であった(表3参照)。

海外出稼ぎ労働者は政府の積極的介入政策によって増加した。その主な流れをGonzalez

順位	1975	1987	1994
1	日本	サウジアラビア	サウジアラビア
2	米国	日本	香港
3	香港	香港	日本
4	パプアニューギニア	アラブ首長国連邦	台湾
5	サウジアラビア	クウェート	アラブ首長国連邦

表 2 海外出稼ぎ労働者受入国

表3 海外出稼ぎ労働者の職業比率(%)

	1983	1993	傾向 (または)
生産過程・輸送関連設備	63.4	17.0			
サービス (家事労働、料理人など)	14.8	40.0			
専門職・技術職	13.5	6.5			
エンターテナー(芸能関連、作曲家など)	3.3	18.9			
経営管理職	0.5	0.1			
その他 (農林水産業、聖職者など)	4.5	17.5			
合計	100	100			

(出所) J. L. Gonzalez , *Philippine Labour Migration*, De La salle University Press, 1988より作成。

[1998]をもとに整理したのが表4である。海外出稼ぎ労働に政府がはじめて関与したのは、米国統治期に、ハワイや本土への出稼ぎが増加した時期である。政府は斡旋業者への課税によって税収の増加をはかろうとした。その制度的枠組みを作ったのが1915年のAct 2486である。政府が積極的に海外労働者を送り出す政策に乗り出したのはマルコス大統領期である。

マルコスは1974年にPD 442を発令し、Overseas Development BoardとNational Seaman Boardを設置する。また、マスコミを通じて出稼ぎ労働者の相手国における待遇がたびたび取り上げられるようになり、世論の圧力を受けた政府は海外労働へのセーフティーネットの枠組作りに着手する。マルコスはWelfare Fund の創設や帰国者および家族の生計プロジェクトを行なわざるをえなくなったのである。海外労働者の増加を政府が政策的に促進するととともにセーフティーネットを用意するという基本的枠組みはマルコス期に形成されるのである。海外労働者の送り出しによって脆弱な国内経済を支えるという政策は基本的に次のアキノ政権にも引き継がれた。

表 4 フィリピン政府の海外出稼ぎ労働者製作の流れ

	T
アメリカ統治	海外労働斡旋者(リクルーター)に対する課税
期	1915 年 Act 2486
	1924 年 Act 3148
	1933 年 Act 3957
マルコス期	海外労働者の増加を促進し外貨の獲得を目標
	1974年 PD 442 → Overseas Development Board
	NatioalSeaman Board
	海外労働者の福祉向上 (1974~1986)
	・Welfare Fund の創設
	・帰国者と家族の生計プロジェクト
アキノ期	海外労働者数の増加による対外債務の削減を目標
	1991年 RA7111 → Overseas Workers Investment Fund
	│海外労働者の福祉に関するセーフティネットの提供
ラモス期	(←1995 年 Flor Contemplacion 事件)
	1995 年 Gancayco 委員会 → ・家事労働・エンターテナーの削減
	· Overse Workers Administration
	1995 年 RA8042 → ・受入国における支援センターの開設
	・法的支援・基金の創設
	<u> </u>

(出所) Gonzalez (1988)をもとに作成。

アキノ大統領は海外労働者の送金によって対外債務の削減をはかることを目的として、1991年のRA7111においてOverseas Workers Investment Fund を創設する。海外労働者に対する政策が大きな転機を迎えるのはラモス大統領期であった。1994年のFlor

Contemplacion事件¹の解明とその対策ののため通称、Gancayco委員会が設けられる。委員会は、家政婦やエンターテナーなどの女性を中心とした非生産的労働者の送り出しを削減すべきであること、海外労働者の支援ネットワークを整備すべきであるとの答申をおこなった。この委員会の答申などをもとに、RA8042によってフィリピン人海外労働者受入国における支援センターの開設やや法的支援、あらたな基金の創設がおこなわれることとなった。しかし、このような政府の政策は海外労働者やその家族から強い反感をかうこととなった。

2 - 2 制度と開発 教育を中心として

アマルティア・センによれば開発とは人々の潜在能力を高めることにある。またこの潜在能力を高めるためには、(1)政治的自由、(2)経済的便宜、(3)社会的機会、(4)透明性の保障、(5)セーフティーネットが重要であるとする。さまざまな制度の組み合わせがこれらの要因の全体的な大きさを決定づける²。この小稿では、(3)の社会的機会に関連して、フィリピンの教育制度について考察したい。

表5はアジア諸国の公的教育支出および初等教育支出の対GNP比を、1980年と1997年について示したものである。フィリピンの公的教育支出の対GNP比はから1997年の34%と、1980年の17%の2倍とはなっているが、高い経済成長を続ける韓国(50%)やタイ(48%)と比較すると見劣りする。GNPを考慮すると絶対額の差はさらに大きくなる。初等教育についても同様に韓国やタイよりもかなり低水準である。

表 6 は1983年と1994年から1999年までのフィリピンの初等教育および中等教育における 学生一人当たりの教科書数の推移を表したものである³。初等、中等ともに1994年から傾 向的に下降ラインを示していることがわかる。特に中等教育においての状況は深刻である

^{1 1994}年、シンガポールで家政婦をしていたフロール・コンテンプラシオンが、家政婦仲間と彼女の住み込み先の子供の2人の殺人容疑で逮捕され、死刑となった事件。

² 詳細はアマルティア・セン著、石塚昌彦訳、『自由と経済開発』(日本経済新聞社、1999年)を参照のこと。

³ フィリピンの初等教育(小学校)は6年間、中等教育(日本の中学校と高校)は4年間である。

= г	カジマは日の物本机次
表 5	アジア諸国の教育投資

	公的教育支出		初等教育支出		GNP	人口
	(対GN	P比%)	(対GNP比%)		(10憶米ドル)	(百万人)
	1980	1997	1980 1997		1998	1998
フィリピン	1 .7	3 4	5.8	9 2	78 9	75
韓国	2.4	5.0	10 .6 18 .8		398 &	46
マレーシア	3 .7	2 2	12 .0 11 .1		81 3	22
タイ	3 4	4 8	8.8	12 5	131 9	61
日本	5.8	3.6	14 &	19.3	4089 .1	126

(出所)『世界経済・社会統計2000』、世界銀行編、2001年より作成.

表 6 公立学校における学生当たり教科書数

1 初等教育

	17. 5. 5.1				
	合計	英語	国語	算数	社会科
1983	2 39	1 .11	0 .73	0 26	0 .13
1994	3 .72	88.0	0 .97	0 .62	1 24
1995	2 .96	0 .69	0 &3	0 <i>4</i> 3	1 .01
1996	3 21	0 .76	0 .86	0 <i>4</i> 7	1 .12
1997	3 .44	0 .94	0 .75	0 .69	1 .06
1998	2 50	0 .72	0 &1	0 54	0 42
1999	1 38	0 <i>4</i> 2	0 25	0 33	0 38

2 中等教育

	合計	英語	国語	科学	数学	社会科
1983	3 25	0 .61	0 .77	0 <i>4</i> 5	0 58	0 &3
1994	3 38	0 .65	0 38	0 44	0 38	1 53
1995	2 52	0 49	0 28	0 31	0 29	1 .15
1996	1 <i>4</i> 9	0 24	0 .17	0 .19	0 .18	0 .72
1997	1 21	0 .18	0 21	0 .19	0 20	0 42
1998	1 .03	0 .17	0 .19	0 .11	0 22	0 34
1999	03. 0	0 .11	0 .11	0 .13	0 .15	0 .11

(出所) HDN and UNDP, *Philippine Human Development Report 2000* より作成。

フィリピンは、基礎教育のみならず専門家・技術者の育成やIT革命への対応も遅れているといえる。表7はアジア各国のパソコン、携帯電話の普及率と研究開発に関わる科学者や技術者の割合を示したものである。フィリピンの1998年のパソコン普及率は、1000人につき93台であり、韓国の14分の1以下、マレーシアの4分の1以下、タイの約半分である。携帯電話も同じく1000人につき13台と他の国々より所有率が低い。科学者技術者の割合は、100万人当たり90人であり、韓国の2636人とは大きな格差がある。韓国の経済成長の原動力は積極的なIT革命の取り組みを技術開発と技術の普及の両面でおこなってきたことが重要な要因の一つであると考えられるが、フィリピンはこの点で相当の遅れを取っていると考えられる。

	パソコン 1000 人当たり	1000人当たり移動電話	100万人当たり研究開発における科					
	(1996年)	(1996年)	学者と技術者(1981 1995年)					
フィリピン	9.3	13	90					
韓国	131.7	70	2,636					
マレーシア	42.8	74	87					
タイ	16.7	28	173					
日本	128.0	214	5,677					

表 7 アジア諸国の通信・科学技術

(出所) 『世界開発報告1998 / 1999』、世界銀行編、開発問題研究会訳、1999年より作成.

2-3 農村の人々と海外労働・教育

以上、1970年代よりフィリピン政府は海外労働者を政策的に増加させたこと、十分に教育投資をおこなってこなかったことを簡単に整理した。このような状況が農村の人々の暮らしに与える影響を報告者の現地調査の結果を用いて紹介しよう⁴。フィリピンの稲作農村では1980年代より海外労働者が増加する。農家は海外労働をおこなう前に必要な資金(斡旋業者への支払い、パスポートやその他の証明書の発行、関係機関への交通費など)を調達するために耕作地の一部を2年間から3年間の契約で非制度的金貸しに質入れしている。海外労働者からの送金によって負債を返済しなければ耕作地(耕作権)は戻ってこない。農家は農地を生産的な資本としてみるのではなく、単なる担保として考えてしまうのである。このような事態が進展することは農家が農地に長期的な固定資本投資を怠る結果につながりかねない⁵。このような国家レベルでの国際労働市場に送り出すための非生産的労働者の再生産、農家における農地の担保化が進めば国内生産力の脆弱化が進行する

⁴ 詳細は拙稿、Nishimura [1996] を参照のこと。

のは必至である。フィリピンの経済開発の将来的な課題は国内経済をターゲットとした人 的資本形成をおこなうことである。そのためには低所得者層の所得向上等、教育水準の引 き上げ、国内の余剰資金が国内で生産的に還流するシステムを構築することが必要である う。現在は余剰資本を持つ人々(階層)が持たざる人々に高利で金貸しをおこなったり、 家族や親族への相互扶助の供与をおこなうというシステムが再生産されている。このシス テムを根本的に突き崩すことが開発において重要である。

3 農村起源の制度と行為主体

フィリピンの稲作を中心とした農村経済は外部の力によっても大きく影響を受けながらその改変を余儀なくされている。農村経済の改変にともない、さまざまな種類の経済行為主体である農村住民が関連する制度が生み出されている。これらの制度が農村の住民にいかなる影響を与えているかについて農地を経営する農家関連の制度と土地無し層である非農家関連の制度に関して個別に考察する。ここでの基本的な情報源は筆者による農村調査を基礎としている。

3-1 農家関連制度

この節では農家に関連する比較的新しい制度に関して多国籍企業のきゅうり栽培に関わる制度、農地の流動性にかかわる制度を中心に考察する。

多国籍企業・契約栽培・プランター

ヌエバ・エシハ州の一稲作農村、サンタモレナ村⁶では6月から10月の雨期は米作が中心におこなわれ、乾期は11月から5月まではきゅうり、3月、4月の玉ねぎなどの野菜栽培がおこなわれている。この農村はもともとハシエンダとよばれる大地主所有の小作農経営が行なわれていたが、マルコス大統領による農地改革(P.D.27)により、農地は耕作者である小作農に分配された。現在は村のほぼすべての農地が自作地化されている。この農村に大きな変化をもたらしたのが多国籍企業によるきゅうりの契約栽培である。1979年、現在の村長のイトコであるマニラ在住のメンドーサ氏は食品加工をおこなう米国系多国籍企業CMCのきゅうり栽培をこの村で開始した。やはり米国系の企業であるCRAFT社やRAM社も契約栽培を開始した。メンドーサ氏に続き、数人の村民が契約栽培農家とな

⁵ 農地の質入れシステムについて詳細に後述する。

⁶ 村名、人名は仮称。この村のきゅうり栽培に関する詳細はNishimura [1994]を参照

り、「きゅうりの村」とよばれるほど契約は盛んになった。村からマニラ近郊の工場までの約3時間の輸送におけるきゅうりの品質の劣化に悩まされたCMCは、1996年より契約農家に対し、きゅうりを塩漬け加工して運送することを義務付けた。一時は、10人近くいた契約農家も経営不振や加工関連設備でにともなう必要な資本の巨額化により減少し、現在は5人の契約農家のみが残っている。それぞれの年間の最大作付面積は、14、40、40、50、50へクタール程度である。各契約農家はサンタモレナ村および近隣の村できゅうりの作付けをおこなっている。契約農家はみずから農作業をおこなうことはせずに、自分の農地や乾期のため米作ができず休耕している農地を借り入れ、2500㎡につき一人のプランターを雇い、野菜栽培を通常は年間2回の作付けを行なわせている。一収穫期は約35日間である。プランターは種子や農薬を契約農家から前借りし、きゅうり栽培を行い、収穫されたきゅうりを規定の価格で契約農家に買い取ってもらったあとにすべての前借りした農業コストを返済するというシステムである。プランターは作付け期間中に無利子で現金や米を前借りすることもできる。このシステムはバレ(bale)と呼ばれる。

一見すると多国籍企業のこの村への進出は契約農家を通じて雇用と所得の機会を創出し 村の経済的な厚生の向上に寄与したように思われるかもしれない。しかし、そのように一 筋縄にはいかないのである。きゅうり契約栽培が開始されて20数年となるが、それがもた らした帰結を多国籍企業と契約農家との関係、契約農家とプランターとの関係を中心に整 理しよう。多国籍企業は当初は多くの村民と契約を結び、きゅうりの生産、生鮮野菜の形 での運搬にかかわる諸費用を契約農家に負担させた。このため、品質の良いきゅうりをタ イムリーに供給できない農家は赤字を抱えることとなり、契約から脱落した。特に1996年 からきゅうりの加工状態での供給が義務付けられると一設備につき50,000ペソの費用を支 払えない農家は契約を解除せざるをえなくなった。ここで残ったのは非常に生産性の高い 農家や金貸し業をおこなう農家であった。また契約栽培の初期投資額が巨額化するにつれ てDTI(貿易産業省)"やDBP(フィリピン開発銀行)などの政府系の事業融資にアク セスできる村民が有利な立場に立つようになった。ある契約農家はきゅうり契約栽培の目 的のためDTIから500,000ペソ、DBPからは1,000,000ペソの融資を受けている。多国 籍企業の契約栽培は経営能力の高い農家の開発を競争を通じて可能にした点は注目すべき であるが、もともと資本力のある村民をさらに富ますことともなった。企業側も資本力の ある契約農家を重視するようになっており、運送用の大型トラックの安価での販売などの

⁷ 契約農家によっては雨期にも作付けをおこなうものもいるが、降雨や台風の被害によるリスクは大きく、 作付け面積は小規模である。

⁸ 通常、バレが可能なのは乾期のみである。リスクの大きい雨期においては契約農家はプランターにバレ を認めない傾向にある。

⁹ 前の大統領であるエストラーダが開始した小規模事業向け融資プログラム (small entrepreneur loaning program) で利子率は月に1%のみである。

特典を与えている。

つぎに契約農家とプランターとの関係について考察しよう。まずは契約農家とプラン ターとの収入の比較である。村長でもある契約農家によるときゅうり契約栽培の収益はへ クタールあたり借地した農地の場合一期作につき平均で約100,000ペソであるのに対しプ ランターの収益は、2500㎡につき0から7,000ペソ(ヘクタールあたり0から28,000ペ ソ)である(2003年9月調査時点)。村長によると米作の収益は乾期で、自作農の場合、 10 ,000ペソであることを考えると契約農家もプランターも相当な収益をあげることのでき る可能性がある。実際これまでにプランターもたしかに恩恵を受けており、聞き取り調査 によると相当数のプランターは1990年代の初めにはきゅうりの栽培による収益で家屋を竹 とヤシの葉で作られた簡素なニッパハウスからブロックとトタン板の屋根の近代的な家に 改築したり、テレビを購入することが可能となった。しかし、ここで注目すべきことは、 2003年時点ではかなり多くのプランターが2度の乾期における作付けによって収益がゼロ であったと答えたことである。さらに、1990年当時は2 500㎡につき10 ,000から15 ,000ペ ソの収益をコンスタントに上げることができ収益がゼロということはまれであったという。 最近のプランターの収益の低下の原因は降雨や台風による自然災害もあるが、もっとも重 要なのは地力の低下・多発する病虫害と農業投入財価格の高騰である。契約農家はプラン ターからのきゅうりの買い上げ価格を1990年はじめより据えおいており、種子や農薬の価 格高騰がプランターの収益を圧迫しているのである。さらに深刻なのが地力の低下である。 この村の契約農家は野菜生産を他の村に移そうとしているのである。このことはプラン ターが収入源を失うことを意味する。農地を所有するプランターは乾期にきゅうり以外の 野菜を作付け多国籍企業ルートとは異なる販売ルートを開発する可能性は残されている。 しかし、土地無し層は完全に雇用機会を喪失することになるのである。

20数年にわたる契約栽培の歴史は一部の営農を創出し、資本力のある村民に新たなビジネスチャンスを提供した。しかし、その他の人々が恩恵を受けたのは一時的にすぎず、地力の低下などを考慮すると事態は悪化していると捉えることもできる。野菜契約に関わる制度は常に多国籍企業がインセンティブを握っており、プランターは企業と契約農家に受身に対応いせざるを得ない状況である。

農地の質入 サンラ制度

サンタモレナ村ではサンラ (sangla) とよばれる農地の質入れが頻繁に行なわれている。村人の多くが家族の病気治療や教育費、海外労働の準備金を捻出するためにサンラをおこなっているのである。政府はサンラの実態を把握していないが、村のレベルでは村長を中心とした村会議員(書記とその他の2人の村会議員)が当事者(債権者と債務者)の証人となり証書を作成することが義務付けられている¹⁰。証書の内容は、当事者の名前、農地の面積、貸付額、返済期限などである。特に決まったフォーマットなどはなく、証書の主

要な目的は当事者間における誤解を原因とする問題を予防することである。 農地のサンラがどのような形で村で行なわれ、いかなる問題を生み出しているかについて次に具体例を 参照にしながら考察しよう(表8参照)。

A氏は、農地改革時に25ヘクタールの農地を手にした。2000年には025ヘクタールを 20,000ペソで、2002年には、0.5ヘクタールを45,000ペソで質入し、現在は1.75ヘクター ルの農地が残るのみである。このうち0.5ヘクタールを息子に相続させており、自らは 125ヘクタールを経営している。質入れの理由は、LBP(フィリピン土地銀行)への農 地の地価の償還が滞っており、農地の返還義務が生じる危険性があったためであった。 B 氏は1 25ヘクタールの農地のうち0 25ヘクタールを妻の病気治療のために2000年に17 ,000 ペソで質入した。C氏は1ヘクタールと2ヘクタールの計3ヘクタールの農地を農地改革 によって手にしたが、1985年に1ヘクタールの農地を金貸し業、きゅうりの契約栽培をお こなうX氏に30,000ペソで質入した。さらにC氏はX氏に借金を重ね、負債の総額が 100 Q00ペソに達した2000年に 2 ヘクタールの農地のうち1 5ヘクタールの農地を70 Q00ペ ソで質入し、借金の返済をした。しかして氏さらにX氏に借金を続け、負債額が2000年に はこの負債額を返済するめどはつかず、質入した2 5ヘクタールすべてを X 氏に400 ,000ペ ソで売却した。現在は0 5ヘクタールの農地を経営するのみである。 D 氏は1 25ヘクター ルの農地を耕作していたが、韓国での海外労働のための斡旋業者に支払う手付金50 ρ00ペ ソやその他の準備金を捻出するために2003年にすべての農地を隣村出身の海外労働者に 180 00ペソで質入れした。その業者は悪徳業者で結局、海外労働はできず、土地なし層に なってしまった。現在は、農地の売却収入の残額で生計を立てている。

表 8 農地の質入れ

	1	1	1	1	
	質入れした年	面積	融資額	ヘクタールあたり	質入れの理由
				融資額	
Α氏	2000	0 25	20 ,000	000, 08	L B Pへの支払い
	2002	0 5	45 ,000	90 ,000	"
B氏	2000	0 25	17 ,000	000, 86	病気治療
C氏	1985	1 .0	70 ,000	70 ,000	借金返済
	2000	2 5	400 ,000	160 ,000	"
D氏	2003	1 25	180 ,000	144 ,000	海外労働

この村での農地の質入は、以上のように農地改革によって農地配分を受けたが、低生産性のために土地銀行への支払いが滞ったこと、農業資金を含めた累積債務、病気治療、海

¹⁰ サンラに関する詳細は、西村[1995]を参照にされたい。

外労働などである。ここで特筆すべき点はC氏の例である。金貸し・きゅうり契約栽培をおこなうX氏は累積債務の返済ができない農家C氏から農地を買い上げることによってさらに契約栽培の経営規模を拡大することができたのである。X氏は契約栽培による収入を資金力として質入れの融資額を高水準引き上げることができる。実際、1985年から2000年にかけてX氏のC氏へのヘクタールあたりの融資額は2倍以上になっているのである。X氏はこのような形で農地の集積を進めている。ある村民は「農地改革以前はここの村人はハシエンデーロの奴隷であったが、今は旧契約農家の奴隷になりつつある」といい、農地改革後の土地再配分の反動的な動きが展開していることを嘆いている。多くの村民は農地を失ったあとの悲惨な経済状態を十分に認識しおり、村長や村会議員の一部はサンラによる農地の過度な流動性を規制すべきだと考えている。

3 - 2 非農家関連制度

トライシカッド・ドライバーとアルキラ制度

フィリピンの農村では多様な乗り物が見られる。長距離用のバスやジープニー¹¹、中距離用のトライシカッド¹²、そしてもっとも近距離用がトライシカッド(trysikad)とよばれる自転車に客車を取り付けた輪タクである。町の中央市場の周辺を多くのトライシカッドが走っている。トライシカッド・ドライバーは地方の非農業関係の労働のなかで所得水準の低い職種である。その他の乗り物とは違い、運転免許が必要がない点で参入障壁が低い職種であるとも言える。人力でペダルを踏み客を運ぶ、かなり過酷な労働である。このトライシカッドの関連する制度であるアルキラ(alkira)³を具体的な事例によって分析してみよう。

イロイロ州の農村地方に住むホセ・ディエルゴス (Jose Diergos) (男性・59歳(2002年9月調査時)) はトライシカッドによって生計を立てている。1998年に妻が亡くなり一人暮らしである。家屋は質素で電気も引いていない。かつては薬の移動販売の仕事をしていたが、1985年にトライシカッド・ドライバーとなった。現在使用しているトライシカッドは町に住むペンドン氏からアルキラの制度で手に入れた。このアルキラの制度はドライバーが一日に30ペソの使用料を所有者に支払うもので、ドライバーが8ヶ月間、継続して支払った場合、そのトライシカッドはドライバーの所有となる。しかし、4日以上使用料を滞納した場合はトライシカッドは所有者に押収される。ホセは1985年に初めてアルキラ制度でトライシカッドを手に入れ1997年に1000ペソでトライシカッドの賃貸をビジネスとするボンバン氏に売却した。この1000ペソは修理をしてくれた友人と折半した。次に1998

¹¹ ジープを改造した乗り合いバス (jeepny)

¹² バイクに客車を取り付けた輪タク (trysikad)。

¹³ アルキラ alkila はタガログ語、ヒリガイノン語で定額の使用料を意味する。たとえば農地の場合のアルキラは定額小作制度のことである。

年に2台目のトライシカッドを手に入れたが、2001年に病気の治療費の捻出のために1000ペソで売却した。そして2002年にトライシカッド賃貸業者のペンドン氏より3台目のトライシカッドをアルキラ制度で手に入れた。ホセの一日の収入は季節や天候などによって異なるが平均して70ペソから100ペソである。つまり使用料を支払っていた時の純益は40ペソから70ペソということになる。

このアルキラの制度は何を意味するのであろうか。ホセ氏とトライシカッド賃貸業者の ペンドン氏との関係を考察しよう。ペンドン氏はトライシカッドを一台、約3000ペソで手 に入れた。ホセ氏が使用料を支払った8ヶ月間(約240日)にペンドン氏は7200(8× 240)ペソの収入を得た。つまり8ヶ月で140パーセントの利子を得たこととなり、月額で は17パーセント以上であり、これは通常の非制度的金融の一月の利子率の上限である10 パーセントを大きく上回るものである。農地の所有権、耕作権などがないために信用のな いホセは非制度的金融にアクセスすることができずにアルキラ制度でしかトライシカッド を手に入れることができないのであえる。このことは資本をもつ(金持ちの)農村住民が 無産の最貧民から富を搾り取るシステムとなっている。しかし、ホセにとってアルキラ制 度はある種の合理性が存在する。ホセ氏のような生存維持水準ぎりぎりの低所得者が貯蓄 をすることは困難であるがアルキラの制度で8ヶ月間、空腹に耐え使用料を支払い続けれ ばトライシカッドという資産が手に入る。トライシカッドは病気などの不慮の事態に対す る資金の捻出手段となりえるのである。これはある意味で低所得者の擬似的蓄積システム であるといえる14。トライシカッドにおけるアルキラの制度は再貧層の生存維持のために 必要な制度ではあるが農村部における貧富の差の拡大を助長するシステムであるともいえ る。

農業労働に関する村議会での取り決め

サンタモレナ村では年間に1、2回の15歳以上の村民すべてが参加する総会(general assembly)が開かれ、村の中の重要な議題が議論される。総会の議題の決定、素案の作成をおこなうのが村長と9人の村会議員15のみが参加する月1、2回の定期的な委員会(regular session)である。村での重要な議題は農業関連の取り決めと村の治安の維持である。治安維持に関しては村外からもたらされる悪影響(村外居住者の泥酔状態での村民とのトラブル、違法ドラッグ販売など)の拡散を防ぐために午後9時から朝4時までの夜間外出禁止令の施行が検討されている。治安維持も村民にとって非常に重要な議題である

¹⁴ フィリピンの農村で盛んな裏庭での養豚もこの強制蓄積システムの一種であるといえる。子豚が市場で売れるまで食費をぎりぎりに切り詰めて毎日、飼料を購入し学費などの支出に備える。仮に子豚と飼料に支出したコストと豚の市場販売価格が同等であったとしても相当額の「貯金」ができたこととなる。

^{15 9}人の村議員(barangay kagawad)のうち、書記が一人、会計が一人である。書記、会計以外の7人の議員はシチョ(sityo)とよばれる部落のリーダー的な存在である。

が、村民の生活に関わる農作業の手間賃などの農業関連の取り決めはさらに重要である。 この村での農作業に関する決議に関して、1994年から2003年までの変遷を整理しよう¹⁶。決 議される項目は、苗取り、田植え、ハンドトラクターによる耕耘、収穫労働・脱穀である。

•									
	年	田植え	苗取り	耕耘	収穫	脱穀			
	1994	1 ,000	1 ,000	1 ,000	1 / 13	1 / 13			
	1996	1 ,200	1 ,200	1 200	1 / 14	1 / 14			
	2003	1 ,300	1 ,300	1 ,300	1 / 14	1 / 14			

表9 サンタモレナ村における農作業手間賃基準の推移(単位:ペソ)

これらの作業のうち、おもに土地土地無し層がおこなうものは田植え、苗取り、収穫労 働である。 田植え、苗取りは組織的作業を必要とする農作業であり、カベシリャ (kabisilya)とよばれるリーダーが雇い主から農作業を請負う。農業労働者の確保、雇い 主からの報酬の受け取り労働者への分配をおこなう。この村にはカベシリャが3人おり、 彼らはそれぞれ異なる地区に住む。各農業労働者は多くの場合、近隣に住む単一のカベシ リャと継続的な関係を結んでいる。これに対し、組織的な作業を必要としない収穫労働は 農業労働者が雇用者と直接に交渉し、報酬も労働者に個別に分配される。ここで注目すべ きことは、表で示されているように田植え、苗取りの報酬は1994年は1000ペソ、1996年 1200ペソ、2003年1300ペソと9年間に30%も上昇しているのに対し、田植え労働の報酬は、 1994年に収穫高の13分の 1 であったのが2003年には14分の 1 に引き下げられたことである (表9参照)。カベシリャは委員会において村長や村会議員に対して農業労働者の一種の 代理人として報酬の水準を引き上げるための圧力をかけることができるために、田植え、 苗取りの水準は上昇しているのである。収穫労働の引き上げに関しては組織的な動きがみ られないために、雇用者のコスト削減要求の圧力に押され、引き下げられる傾向にある。 またカベシリャは同時に村議会から労働の制限も受けている。サンタモレナ村の周辺には 村議会で合意されている額に移動のための交通費を加算した水準よりも高い報酬を支払う 村々が存在するが、村議会は村の2度の田植えの時期の村外での田植え、苗取り労働を禁 止している。

⁽注)田植え、苗取り、耕耘はヘクタールあたり。

¹⁶ 以下の調査内容は村長と書記に対するインタビューを基にしたものである。

陸の漂流民

土地無し層が関わる制度と生活設計との関連をイロイロ州の一稲作農村の事例によってさらに考察しよう¹⁷。調査村の農業労働者について特筆すべきことは、彼らの多くが「移民」であるということである。以前の職種はマニラの工場労働者、漁民、他地域での農業労働者とさまざまである。マニラの工場労働者をやめた理由は、工場の閉鎖、職場での事故、マニラの汚染された大気による子供の疾病などである。漁民、農業労働者は以前の土地での低所得性がおもな原因である。彼らが移住した背景の具体例は以下の通りである。

Pongyan, Padrito (48才) はマニラ近郊のリサール州の輸出ロープを製造する工場で働 いていたが経営状態の悪化のた残業が無くなり、さらに仕事自体が週に3日程度になった。 生活は苦しくなり1986年に夫人(Araceli)の父親(Pareja, Alfredo)の住むアバンガイ村 に越してきた。Zamorra,Ramon(62才)は以前から同村内に住んでいたが洪水で家屋が 破壊されたたために1993年に現在の場所に引越しした。彼ら「移民」必ずしもアバンガイ 村に定住することは考えておらず、条件の良い土地への移動の可能性も十分に考えている。 このことを示すために二つの事例を紹介しよう。Alingasa、Ely (38才)は1992年に結婚し 1993年までマニラで警備員 (security guard)を行なっていたが、子供がマニラの汚染さ れた大気が原因で病気となり、夫人(Nariatta)の出身地のAklan州に戻り、漁師の義父 の手伝いをおこなった。1996年に出身地のアリモジャン(Alimodian)町(イロイロ州) で1 5ヘクタールの農地のポルシェントハンを行なった。しかし収穫量は少なく、報酬は 低かった。1997年に母親の紹介で親戚(又従兄弟)が所有する農地で働くことになった。 農地の位置する隣り村のアバンガイ村(ディンリ町)に移った。数年後、よりよい条件を 求めて現在の土地に家屋を建てた。Sarmiyento, Norberto (55才)は1973年に結婚し、10 月から4月はパシ(Passi)市でサトウキビ畑で収穫・運搬労働をおこない、5月から9月 までは出身地のサンホアキン町(イロイロ州)で漁業や農業珍労働をおこなっていた。し かしサトウキビ畑での苛酷な労働に耐えられずに1978年にはサンホアキン町の仕事に特化 した。生活は苦しく、1981年に夫人の出身地であるポトタン町内のカトオガン (Catoogan)村に移り、農業賃労働やトライシカットの運転手を行なって生計を立てた。 1982年には自分の家を持つためにアバンガイ村に移り住んだ。彼の家屋の立つ土地はNI A (国営灌漑庁)所有であるが特に許可を取っておらず、地代なども支払っていない。次 にD地区の一集落についてみてみよう。Perez、Martin (62才) 隣り村のバトゥアン村 (Batuan, Pototan)に居住し農業労働を行なっていたが地主に立ち退きを命じられ、現在 の小高い丘には誰も住んでいなかったので移住した。事前に地主に転居したい旨を伝え了 承された。Armando、Reyes (32才) は、同地区に住む兄のCornelioを頼って1991年にネ グロス島から移住した。Cornelio は Perez, Martin の娘、Elmato と結婚してこの地に住んで

¹⁷ この箇所は、西村[2002]からの抜粋である。

いた。最初の入植者であるPerez 夫妻の子供達の世帯とその配偶者の親類によって徐々に 形成された。Armando はネグロスでポルシェントハンとして農業労働を行なっていたが、 政情不安のため軍とゲリラの衝突が絶えず、安心して生活することができなかったので、 現在の土地に移った。住み始める前には、親戚である近所の住民を通して地主に認めても らった。Espanyola, Eduardo (26才)はイロイロ市内で警備員 (security guide)を行なっ ていたが賃金が低く、生活が苦しかったので、1999年に従兄弟である Cornelio を頼って移 住した。

彼らの「移民」を可能にした条件は 曖昧な借地権、 安価な住居価格をあげることができる。彼らの多くは、農地の非作付け地やNIA(国営灌漑庁)の用水路脇の道路上の国有地にに住居を構える。農地の場合には、例外を除いて地主または小作人に許可を取った後、無地代で居住している。地主や小作人は自分の農地の農業労働者として彼らを雇用することもある。また、彼らの多くは簡単な住居を立てる技術を有しており、竹や屋根を葺くニッパヤシの葉などの建材を購入するコストのみで新居を構える。家屋の建設費用は規模や質によって異なるが、大工を雇わずに自らが建設した場合には、アバンガイ村では2000ペソから10000ペソが相場である。例えばPenoscas、Eduardo(46才)は自分で建材を購入して9人家族が十分に住める家屋を2001年に建設したがそのコストは5000ペソであった。その内訳はニッパが1200ペソ、竹が3000ペソ(30ペソ/本)、ココランバーが200ペソ、釘が105ペソ(35ペソ/kg)その他が300ペソであった。最も安価なケースの2000から3000ペソであり、これは農業労働者の25日から40日程度の日給で十分である。

4 農村開発と制度

以上みてきたようにフィリピンの農村部では多国籍企業の野菜契約栽培、海外労働市場へのアクセスのようなグローバリゼーションの影響をも受けながら様々な種類の行為主体が生活設計をおこなっている。農村内部では村の経済システムの変化に呼応する形で、村民の生活に関わる内容に関する合意が村の委員会や総会を通じて行われている。この合意の過程で一般的な傾向としてみられるのは経済的弱者の交渉力が非常に弱いことである。例えばサンタモレナ村のプランターの多くはキュウリ買い上げ価格が長年、据え置かれていることに対して不満を持っているがそれを村の合意の場で提言することもできていない。経済弱者が単独で行動した場合、悲惨な制度に翻弄されることはトライシカッド・ドライバーのアルキラ制度に示したとおりである。トライシカッドドライバーの擬似的貯蓄や土地無し農業労働者の「陸の漂流民」の例では農村部の制度の存在が彼らの生存維持を保障することを明らかにした。しかし、組織的に農業労働者を指揮するカベシリャは村長や村の議員に対して強い交渉力を持っている事実は重要である。経済的な弱者が民主主義的な

制度を十分に活用できるようにするためには彼らの教育水準を引き上げていくとともにな んらかの形での組織化が必要であると考えられる。さらに注目すべきことはサンラに対し て村全体で監視する動きがあることである。サンラが村全体に広まっていけば農地の一部 の村民への集中は加速し、土地無し層が増加してしまう。このような事態を村人の一部が 懸念し、何らかの制限をかける可能性を模索している。スコットの村人のすべてが生存維 持水準の所得を確保することを保障することを公平だとする「モラル」の共有(Scott [1976]) といったアジア農村の互酬的な性格はフィリピンの稲作農村において生き続け ている。外部からの影響による村民の所得分配の不平等化は農地を中心とする資産の分布 の不平等化も同時に引き起こすことになりかねない。例えば、サンタモレナ村の場合、50 ヘクタールを契約栽培で経営する契約農家は、年間、きゅうりの収益だけで、50×2× 100,000 = 10,000,000ペソの収益をあげることができる。サンラの融資額はヘクタールあ たりの相場は100,000ペソから150,000ペソであるから、10,000,000は67から100ヘクター ルのサンラ融資額に相当する。村の農地の総面積が230ヘクタールである。つまりこの契 約農家は2年半から3年半足らずで村のすべての農地をサンラで手に入れることができる のである。もし、この村で純粋な市場競争が展開しすれば、農地のほとんどは一部の野菜 契約農家に集中することは明白である。しかし、すべてではないが契約農家の多くはサン ラに対して否定的な見解を示している。生存維持水準ぎりぎりの村民がサンラで受けた融 資額は使途は何であるにせよ短期間で消えてしまうことは容易に想像される。血縁関係の 強い村落共同体では村民の多くはそのような事態が展開するのを望んでいないのである。 フィリピンの農村部のような発展途上国の貧困者が生存維持水準を切るような最悪の事態 になるかいなかは、ホモ・エコノミクス原理では非合理的なコミットメントを村内でどれ だけ民主主義のルールにのっとり制度化していくかに依存しているといえる。

参考文献

- セン、アマルティア 1999『自由と経済開発』(石塚昌彦訳)日本経済新聞社
- 経済企画庁調査局編 2000『アジア経済2000』経済企画庁
- 世界銀行 1999『世界開発報告1998 / 1999開発における知識と情報』(海外経済協力基金 開発問題研究会訳)東洋経済新報社
- 西村知 2002「フィリピン稲作農村の貧困再生産構造 センの開発理論と制度論の接合による試論 」『経済学論集』56:83-100
- 西村知 1995「フィリピン・西ビサヤ地方稲作農村における農業発展 イロイロ州ポトタン」村の事例を中心として 」『経済学研究』60(1.2):107-124
- Gonzalez, Joaquin L. 1998 *Philippine Labour Migration; Critical Dimensions of Public Policy.* De La Salle University Press.
- Human Development Network and the United Nations Development Programmme. 2000 Philippine Human Development Report 2000.
- Nishimura, Satoru 1996 Agricultural Development in Western Visayas: Pawned
- Lands, Overseas Workers and Porsiyetuhan. In Ushijima, I & C.N. ZAYAS (eds.) Binisaya nga Kinabuhi [VisayanLife], Visayas Maritime Anthropological Studies , 1993-1995. Quezon City;Cssp Publications.
- Nishimura, Satoru 1994 Commercialization of Agriculture in Central Luzon. *Keizaigakukenkyu* 59(1.2)109-124.
- Scott, James C. 1976 The Moral Economy of the Peasant. Yale University.